



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



平和について、学生たちとどう語るか～本学での「平和と憲法」の授業を通じて～

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2011-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): Education for Peace, Japanese Constitution, the Right to Live in Peace, Nuclear Weapons, Deliberation 作成者: 奥野, 恒久 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/549

平和について、学生たちとどう語るか

～本学での「平和と憲法」の授業を通じて～

奥野恒久^{*1}

How to Discuss Peace with University Students

-My Education Practice on the Lessons of Peace and Constitution
in Muroran Institute of Technology -

Tsunehisa OKUNO

(原稿受付日 平成 22 年 5 月 26 日 論文受理日 平成 22 年 12 月 7 日)

Abstract

This article aims to summarize my lessons of Peace and Constitution focusing on discussions of my students on peace. My regular lesson began with a brief lecture on the significance and difficulty of the Pacifism in the Constitution, one of the three constitutional principles, in terms of post-war history and cases. The lecture is followed by firstly, discussions on some topics with regard to the lecture and secondly, the reading of some materials such as Barack Obama's PRAGUE Speech and "HIROSHIMA NOTE" by Kenzaburo Ooe for the purpose of heightening students' awareness of peace from different perspectives. The first and final lesson dealt with current political situations associated with peace on national and international level by a group discussion. Although these lessons met with some results, it is by no means easy for me to share awareness concerning peace issues with students whose majority seems not to form a habit of extending their interest to social issues from private ones. My tentative conclusion of the lessons of Peace and Constitution certainly lies in my persistent efforts to seek for the wording to communicate with them.

Keywords: Education for Peace, Japanese Constitution, the Right to Live in Peace, Nuclear Weapons, Deliberation

1. はじめに

学生たちがしばしば、「深いですね」との言葉を発する。おそらくそこには、当該問題に対し、それまで自分が抱いていたイメージが表層的な

ものであったと気づき、問題の本質を垣間見てある種の感動を覚えた、という含意があるものと思われる。本学学則 1 条は「室蘭工業大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り、高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研

^{*1} 全学共通教育センター

究を為することを目的とし、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」と謳う。工業大学でありながら、教養教育を重視する観点から、文系科目についても一定程度体系的な教育を行う副専門教育課程¹⁾を採用する本学では、「市民と公共」コース2年生の後期配当科目の一つに「平和と憲法」がある。担当者である私は、学生たちに「深い」と思ってもらえる授業をしたいと努める。それは、とりもなおさず、平和問題や憲法問題の本質が、マスメディア等で一般に語られているものよりはるかに「深い」ものだと考えるからであり、また、問題の本質について考える経験は、学生たちの将来にとって極めて重要だと思うからである。

本稿は、「平和と憲法」の授業を3年間担当し、一応の授業スタイルを形作ることができたと考える現時点において、その授業実践を報告し自らの授業を省みることで、今後の教育に活かすことを目的とする。また拙い試みではあるが、その意義と問題点を書き留めることにより、「平和」という大きな問題につき、若い人たちといかに語るべきかを模索する人たちへの一助になればと考える。

さて、本授業全体を通して心がけていることが二つある。一つは、学生と教員、そして学生間での対話を可能な限り授業に組み入れることである。これは、2009年1月にリベラルアーツ教育を掲げるICU（国際基督教大学）を訪れ、「Intentional Learner（自発的学習者）とCritical Thinking（批判的思考能力）の育成」を対話のなかではかろうとする教育実践を見学し、意を強くしたことによる²⁾。もう一つは、平和についての多角的な視点を提供しようというものであり、日本国憲法を軸にしながら、歴史的に形成されてきた日本の平和思想と、現実的な平和問題や平和に対する現在の国民意識とを行き来することである。理念と現実との架橋の試みといってもよいかもしれない。以下、こ

の二つを柱に、本授業の内容と方法を報告し、そのうえでレポート（作文）等に見られる学生の反応を参照しながら本試みの意義と問題点を述べることにする。そして最後に、担当者が「学生が期待しているだろう」と推測してきたことと、実際に多くの学生が期待していることとの間に実は齟齬があるのではないかと最近感じることを率直に述べることにする。

2. 「平和と憲法」の授業方法と授業内容

2. 1. 授業での対話の導入

2. 1. 1. 初回の授業

本授業の履修者が100人程度と予想されるため、2回に分けて（月曜日と水曜日）開講することとし、可動式の机と椅子のある定員68人のN-101教室を使用することとした。少人数制と可動式の机・椅子教室にこだわるのは、対話やグループ討論を効率的に実施するためである。初回の授業、月曜日のクラスは定員を超える状況であった。ガイダンスとして約25分、『平和と憲法』という講義について」と題して、昨今の憲法や平和をめぐる状況、授業内容と授業方法、成績評価について話したうえで、『少し大変』だけど、『ためになる』授業にすることをめざしている」と強調した。ガイダンス終了後、本格的な授業に入る前に「どうも希望する授業ではなさそうと思った人、履修するのを辞めるという人の退室を認めます」と話したところ、約25名が退出した。

初回の授業で、早速グループ討論を試みた。テーマは「2009年9月に成立した民主党中心政権による外交活動も始まった。9月24日の日米首脳会談に関する『読売』『朝日』の社説を参考に、国際平和への新政権の姿勢について検討しなさい」というものである。これから本授業に一定の緊張感を持って臨んでもらうため、初回の授業は、少し厳しい雰囲気学生たちに接した。各自、15分で検討した後、約45人の学生に番号札を渡し、9人ずつ7グループをつくる。それぞれのグループにて、司会・書記・発表者を決め、30分グループ討

論をし、その後各グループ 2 分程度の発表をしてもらおうという流れである。

はじめ、学生たちは戸惑っていたようである。学科を超えた初対面の人と、それなりに「硬い」問題について、どう話し始めていいのだろう、という雰囲気であった。こちらから「まずは、簡単な自己紹介をして役割を決めて、司会者が議論を進めよう」と声をかけて、それぞれのグループで会話がなされた。初めてグループ討論だから、グループの意見をまとめるころまではいかなくていい。討論した後で、どんな意見が有力だったか、賛否両論でもよい」と補足をした。

2009年9月24日というのは、鳩山首相が国連総会にて、「友愛外交」や「日本が核軍縮の推進役となる」、「アフガニスタン問題では社会復帰支援を検討する」などと演説するとともに、初の日米首脳会談がなされた日である。「朝日」社説が基本的に前向きに評価したのに対し、「読売」はインド洋での海上自衛隊の活動継続を主張するなど、鳩山政権の外交にやや批判的で注文をつけるものであった。発表では、多くのグループが「手探り状態の現段階で、評価することは難しい」「新政権の外交理念には賛成だが、現実的な具体策が見えない」と、賛否両論を述べた。

初回のグループ討論で扱う素材としては、少し難しかったようであるが、「周りの人がこのような問題についてよく知っていて、よく考えていることに驚いた」との感想がいくつか聞かれた。それだけでも、一つの成果だと考える。また、グループ討論の難しさ、特にメンバーが積極的に発言しないグループでの司会の困難さを共有するようにした。グループメンバーの眼差しや頷き一つで、討論のありようがかわることが実感されたはずである。

2. 1. 2. 毎回の授業での対話

ほぼ毎回の授業にて、ある論点につき学生に意見を述べてもらう機会をつくった。挙手をし

て主体的に述べてもらうのが理想だが、こちらが指名する形が一般的であった。それでも、「今の意見に賛成の人」「反対の人」という問いかけへの反応はそれなりによく、熱心に考えていることは伺える。対話の時間の持ち方は、授業の冒頭に論点を提示し、出席確認や素材の検討などで5分程度考えてもらった後に行う。発言者は、自分の名前を述べてから、発言するよう指導した。

取り扱った論題は時事的なものが多く、たとえば2009年10月18日付の「北海道新聞」の「サンデー討論『給油に代わるアフガン支援は』」を読んで、インド洋からの海上自衛隊撤退の是非や、2009年12月13日の「朝日」「読売」の両社説を素材に習近平・中国国家副主席と天皇との会見問題などを扱った。これらは、比較的まとまった時間をとったが、たとえば2009年12月5日に発表された、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」において「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」が増加傾向で42.8%に上るなどの情報を提供したうえで、それについて意見を述べてもらう、といった短時間で数人の意見を聞くという場合もあった。普天間基地問題については、そもそも論じられる争点はどこなのか、という角度から数回にわたって意見を求めた。短時間であっても、学生たちが話す時間をもつことは、教室に緊張感を漂わせ、ともすると教員の話以上に真剣に受け止めるようで意義深い。学生たちからは、「漠然と思っていることをまとめて言葉にするのが難しい」との声が出されたが、それだけに継続することが必要であろうし、将来控えている「就職面接の対策としても」という動機付けは有効である。しかし何よりも、いわゆる「硬い」問題について、学生が自らの話を他者に聞いてもらうこと、他者の話を聞くことは、自身の考えを整理するとともに他者の意見に触れて、新たな「気づき」や思考の深化を促すはずである。そのみならず、「ネット」「携帯」世代の学生たちにとって、人間同士が正面から向き合って対話すること自体が、人間的なつながりの重要性を発見する契機になれ

ば、と期待するものである。

2. 1. 3. 中間課題としての作文

授業のほぼ半分が終了した 11 月の中ごろに、今までの授業を踏まえながら「平和」という題名で 400 字以内の作文を書くよう課題を出した。制限字数を多くすると、どうしてもインターネット等からの「借用」作文が増えること、新聞等への投書字数が大体 400 字であるように、400 字という字数は筆者の思いを凝縮し核心を述べるのに適切であること、そして添削をする教員側の労力を考えてのことで、私はここ数年 400 字作文を実行している。

評価は A・B・C で行い、時間はかかったが全員の作文に 2~3 行のコメントと、最低限の誤字・脱字のチェックをして返却した。字数オーバーの作文など形式的な要件を満たしていないもの、読むことが困難なくらい雑に書かれているものは C としたが、ほとんどは B とし、授業を通じて深く考えていることが読み取れるものにつき A とした。

レポートを読み、つくづくこの授業を担当していて「幸せ」だと感じる。皆、真剣に考え、それを率直に表現していることが伺えるのである。たとえば、「完全に武力を持たないことがかえって争いを生むことも十分考えられる」「人類の歴史は戦争の歴史だ。人類が存続する限り戦争は終わらない」との主張もある一方、「非武装国家を理想とする理論と意見を授業で聞いたとき、自分は『きれいだ』と感じた」「もし憲法を本当に実現させるのであれば、日本は進んで実現するよう努力しなくてはいけない」との主張もあった。また、非軍事論を批判しつつも「日本のほうから歩み寄り、平和的な関係（信頼関係）を築くことにより長期的なスパンで日本の目指す『軍事によらない平和』を造ることは可能ではないだろうか」と述べる学生もいた。そのほか、授業内容とかかわらせて思いをつづったものが多くあるが、それらは可能な限りその都度紹介することにする。

2. 2. 全体テーマと授業計画

2. 2. 1. 憲法をめぐる戦後史

講義は、まず日本国憲法の平和主義の意義について、憲法学説として確認されていることを概観した上で、前半で憲法をめぐる戦後史、後半で 9 条裁判を扱った。全体を通して考えたいのが、「非軍事平和主義に可能性があるのか」と「裁判所の違憲審査はいかなる役割を担うべきか」という二つの大きなテーマである。

前半は、日本国憲法の採用する非軍事平和主義がいかなる歴史を辿ってきたかを、①憲法 9 条の誕生、②日米安保体制、③高度経済成長期、④安定成長期、⑤「冷戦」後、の順で検討した。①では、いわゆる「押し付け憲法」論を視野に入れながら、古関彰一の議論に依拠してマッカーサーと幣原喜重郎のやり取りに光を当てた。そして、憲法 9 条が、敗戦直後の悲惨な戦争を忌み嫌う国民意識を背景に、平和を希求する理想と「冷戦」下のアメリカの対日政策という現実的要請のなかで誕生したと結論付けた。また、ここで「東京裁判」についても検討した。

②では、1950 年の講和論争を取り上げながら、当時日本の外交構想として、a.軽武装・対米追随・経済重視路線（吉田茂）、b.社会党を中心とする非武装中立路線、c.自主憲法制定・対米自立路線（鳩山一郎）があったことを確認し、この三つの路線の現在への応用可能性を検討した。

③においては、高度経済成長期の政治的・経済的要因を探るとともに、ベトナム戦争に言及した。そして日韓関係・沖縄返還・日中関係を「未完の『戦後処理』」として扱った。なかでも、「沖縄密約」問題が注目されていることもあり、ベトナム戦争後の日米関係という背景と現在の日米関係の「原点」という見地を西山大吉の議論を参考に紹介した。また、高度経済成長の「光と影」、不安を抱きながらも現状を肯定する、あるいはより個人主義化する国民意識という問題も検討対象とした。

④では、「冷戦」期の特徴的なアメリカ外交とし

て、対イラク・フセイン政権と対アフガニスタンに見られる、豊下楯彦が述べるような「敵の敵は友」という外交政策を見るとともに、「保守本流」と称される自民党政治の中から「戦後政治の総決算」として登場した中曽根康弘の政治の意味を検討した。

そして⑤では、グローバリゼーションによる憲法価値の動揺として、「冷戦」後の企業のあり方に規定される形で、新自由主義政策と自衛隊の海外派遣が進められていることを、渡辺治の分析に依拠して指摘した。また、政治的にそれを可能にしたものとして1993年の「政治改革」による衆議院への小選挙区制の導入があったこともデータをもとに確認した。

2. 2. 2. 裁判から考える憲法9条

9条裁判を素材にして、日本の裁判制度と違憲審査制についての基本的なことがらを押さえるとともに、「違憲審査制はいかなる役割を担うべきか」を考えたのが後半である。主として4つの裁判をもとに、以下のような授業を行った。①警察予備隊違憲訴訟を素材に、抽象的審査制・付随的審査制と、世界には大きく二つの違憲審査制の類型があることを指摘し、日本が本最高裁判決により後者であるとされていること、そしてそのうえで、日本でもしばしば主張される、憲法裁判所設置問題について検討した。

②砂川事件であるが、当時の日米安保反対運動と安保改定時という政治的に緊迫した状況という背景を下敷きに、東京地裁が出した違憲判決の論理を検討した。そのうえで、「跳躍上告」という手法のもとで最高裁が出した判決を丁寧に吟味した。最高裁は、日米安保を合憲としたのか、違憲か合憲かには触れなかったのか、そして最高裁が採ったとされる「統治行為論」についてその是非を、違憲審査制の役割論と関連付けながら検討した。そのうえで、「1959年砂川裁判、米大使・最高裁長官と密談」という2008年4月30日付「毎日新聞」の記事を紹介しながら、この最高裁判決の重大性・不可解性を、「日

本の司法権の独立」さらには「対等とはいえない日米関係」との視点から問題を提起した。

自衛隊関連の裁判を扱うさいには、訴訟の提起方法を学ぶためにも原告の置かれていた状況に立ち入った。③恵庭事件では、北海道の酪農家が自衛隊による演習で蒙った苦痛を生々しく知るために、弁護士によって書かれた事件の状況を紹介した。苦しんだ酪農家が自衛隊の電信線を切断し、刑事事件の被告人となり憲法裁判にまで発展した、その法的論理を説明する。そして、いわゆる「憲法判断回避」と称される札幌地裁判決について、学説の対立をも示しながら検討した。

④長沼事件では、取消訴訟を提起するにあたって憲法前文の平和的生存権がその拠り所とされたことを見た。そして一審・札幌地裁がそれを認定するとともに、違憲審査制における裁判所の役割について積極的な立場を表明したうえで自衛隊を違憲としたことを判決文を通じて確認した。しかし、札幌高裁が平和的生存権について「裁判規範としてなんら現実的個別内容をもつものとして具体化されているものではない」と述べた。そしてそれは、「平和主義ないし平和的生存権として主張される平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念」だとする百里基地訴訟最高裁判決へと至り、平和的生存権論はその具体化・明確化という課題を負ったことを確認した。

⑤イラク派遣違憲訴訟を扱うにあたって、まずは2003年3月の米英軍によるイラク攻撃が国際法上いかに評価されているかを、国連憲章の説明を通じて検討した。次に、自衛隊のイラク派遣を憲法9条と照らして、その適合性を吟味した。そのうえで、平和的生存権に依拠した訴訟の困難性を、「被害を受ける側の日本国民」という長沼訴訟時と、「加害の側の側面ももつ日本国民」という当時との違いを示しながら強調した。周知の通り2008年4月17日、名古屋高裁は、徹底した事実認定と政府の9条解釈にもとづいて、航空自衛隊のイラク派遣を憲法違反と認定する。また本判決は、原告の訴えを退けつつも、平和的生存権を「全ての

基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利」だとし、その具体的権利性にも言及した。この判決を契機に、平和をめぐる問題は主として選挙にもとづく国会での議論や国民の運動といった民主主義プロセスの中で解決されるべきなのか、裁判を通じてなのか、という議論が憲法学会でなされていることを紹介した。そして私自身も「憲法 9 条規範の実現は、裁判所によってか民主主義プロセスによってかという選択の問題ではなく、双方が相乗的な効果を発揮することによって、国民が双方のチャンネルを最大限活かすことによって可能である」³⁾と主張していることを知らせ、検討の対象として欲しい旨を述べた。

3. 多角的な視点の提供

3. 1. 原文で読むオバマのプラハ演説

3. 1. 1. なぜ、オバマの演説か

授業では、ほぼ毎回 20 分程度の時間をとって、2009 年 4 月 5 日にチェコのプラハにてアメリカ合衆国大統領・オバマが行った、いわゆる「核なき世界」演説を原文で読んだ。学生たちにあらかじめ原文を配布し、授業では重要と思われる部分を学生に訳してもらい、時おり意見も出してもらった。これはもちろん、英語の勉強という意味もあるが、世界的に話題となった演説を丁寧に読む経験をすることで、平和についての思考を深めてもらおうとの意図もあった。この演説の「核兵器を使用した唯一の核保有国として、合衆国は行動する道義的責任がある」という部分が日本でも広く報じられ、2009 年のノーベル平和賞受賞の契機ともされるが、そもそも合衆国大統領が現在の国際社会の問題をどのように認識し、どのようなビジョンで解決しようとしているのか、見ておきたかったのである。

オバマは、「グローバルな経済危機、気候変動、旧来型の対立の根強い危険、破滅的な兵器の新たな脅威と拡散など、我々のコントロール能力よりも早いスピードで事態が推移している」と、

現在の国際社会の問題を挙げるが、なかでも「数千発もの核兵器こそが冷戦の最も危険な遺物であり、合衆国とソビエト連邦との間で核戦争はなかったものの、数世代にわたって人々は、世界が一瞬の閃光で消え去るかもしれない、と知りながら暮らしてきた」「歴史の不思議な展開のなかで、世界規模での核戦争の脅威は減少したが、核攻撃の危険性は増大している」と、テロリストが核兵器を所持することの問題性を強調する。そして、「冷戦型の思考に終止符を打ち、自国の安全保障戦略における核兵器の役割を低減させ、他国にも同様の行動をとるよう促す」として、具体的には、ロシアと新しい戦略兵器削減条約の交渉に入る、合衆国自身も包括的核実験禁止条約の批准に向けて積極的に行動する、核不拡散条約を強化し国際的な査察を強め違反国に対し早急かつ実行力ある反応を示す、さらに核物資の闇市場を解体するための永続的な国際機関を発展させる、といった提言を行う。そのうえで、「我々は、気候変動に対処するとともに全ての人々の平和と機会を促進するために、原子力エネルギーを利用しなければならない」と述べ、核燃料バンクを含む民生の原子力協力のための枠組みを構築すべきと主張するのである。

もっとも、オバマ自身「私は、ナイーブではない」「この目標は、早急に、おそらく私が生きている間には達成されないだろう」と述べ、「このような兵器が存在する限り、合衆国は敵を思いとどまらせるために安全で効果的な兵器を維持し、チェコを含む同盟国の防衛を保障する」とも言うのである。

3. 1. 2. オバマ演説の評価

このようなオバマ演説の評価をめぐることは、学生たちの意見も分かれた。「結局、アメリカは自国から進んで核廃絶を行うわけではない」「世界を指導しているのはアメリカであるという『上から目線』は、ブッシュと変わらない」「アメリカによる原子力発電の世界的普及とセットとなった、核廃絶構想ではないか」といった批判的な意見が多く

出された。他方、「現実の世界を直視した上で、アメリカが超大国であるという現実を踏まえて実現可能な構想を描いたのではないか」という評価論もあり、演説の内容を超えて、問題に直面したときにどのようなスタンスで臨むべきか、という一人ひとりの価値をくすぶる議論もできたと思う。

法哲学者の井上達夫が、アメリカ・ブッシュ政権の「二枚舌」政策を批判し、当時の日本のアカデミズムに対して『正義とは力にすぎない』と正義を脱倫理化するシニシズムを抱きながら、力の論理に黙従する者たちの諦観である⁴⁾と嘆いたのが2003年であった。当時と比したとき、「我々は『世界は変わることができない』という声を無視しなければならない。我々は“**Yes, we can.**”と主張しなければならない」「多くの国や人々が破滅のための究極的兵器を所有する世界で、我々は生きる運命にある、という運命論こそ命取りになる敵である」として、協力を呼びかけるオバマの演説に、少なくとも理想を語ることの可能性を見て取ることはできる。

また、オバマが、核爆発が世界の安全や社会・経済、人類の最終的な生存に与える結果のみならず、そのような危険性と隣りあわせで人類が生きているという「恐怖」自体を問題視している点も重要である。だからこそ、「今や、20世紀に我々が自由のために立ち上がったのとちょうど同じように、21世紀においては誰もが恐怖から免れて生きていく権利のために共に立ち上がらなければならない」との主張が導かれるのである。そして、この主張こそまさに「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とした、日本国憲法の平和的生存権と符合するのである。

3. 1. 3. 「プラハの春」

オバマは演説を行った地であるプラハについて、「我々が今日ここにいるのは『プラハの春』のおかげである。なぜなら、明解で筋の通った

自由と機会の追求が、人々の意思を戦車と武器の力で弾圧しようとした者たちに恥をかかせたからである」と述べる。この箇所を読んだとき、私は「プラハの春」の歴史について触れるとともに、歴史を動かす力とは何なのかを考える機会とするため、加藤周一の「言葉と戦車」の次の一節を紹介した。

「言葉は、どれほど鋭くても、またどれほど多くの人々の声となっても、一台の戦車さえ破壊することができない。戦車は、すべての声を沈黙させることができるし、プラハ全体を破壊することもできる。しかし、プラハ街頭における戦車の存在そのものを自ら正当化することだけにはできないだろう。自分自身を正当化するためには、どうしても言葉を必要とする。すなわち相手を沈黙させるのではなく反駁しなければならない。言葉に対する言葉をもってしなければならない⁵⁾。正当性を有した自発的な大衆の行動が、歴史に刻印されていると知ることを通じて、「正義とは力にすぎない」という風潮と向き合う倫理について考えようと試みたのである。

3. 2. 原爆について考える

3. 2. 1. 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』

憲法をめぐる戦後史は、アジア・太平洋戦争での日本の敗戦から話を始める。沖縄戦か原爆のどちらかについては、少し立ち止まって考えたいと思っていたが、2009年9月に学生たちと広島を訪れ、原爆資料館を見学したこと、それを機に大江健三郎の『ヒロシマ・ノート』を再読したことから、広島原爆を素材とすることにした。原爆の悲惨さを伝える資料はいくつもあるが、私にはそれらを通じて、原爆と今の学生たちの現実とを繋ぐ自信がなかったため、戦後日本の一つの平和思想として、大江の『ヒロシマ・ノート』の一部を紹介することにした。

周知の通り『ヒロシマ・ノート』は、大江が28歳の1963年に広島に入り、第九回原水爆禁止世界大会が分裂し、混乱する様を目にしてから、数度

にわたって広島を訪れ、原爆を引き受けて生きる広島の人たちから学ぼうとするノートである。当時の大江は、「平和！平和！」と唱えるだけの平和運動に疑問を感じるとともに（43頁）、瀕死の状態での回復の見込みのない自身の息子のこと、そして友人が自殺したことで「すっかりうちのめされていた」（2頁）という。平和運動を日本人の大衆運動にするにはどうしたらよいのかという問題意識を抱え、また「自分自身を威厳ある人間に変えたい」と望み、「広島の人たちの人間的な威厳の感覚」に引き付けられるのである（93頁）。本書で大江は、「原水爆を所有しうる力を持ちながら、しかもそれを所有しない国のイメージ」を「もっとも新しい人間的な政治思想そのものを提示するイメージ」だと語る（90頁）。そして「僕は、…真に広島を思想を体現する人々、決して絶望せず、しかも決して過度の希望を持たず、いかなる状況においても屈服しないで、日々の仕事をつづけている人々、僕がもっとも正統的な原爆後の日本人とみなす人々に連帯したいと考える」（186頁）と結ぶのである。

思うに、本書で追求されているもの、それは戦後日本人のアイデンティティではなかったか。「自信に満ちた謙虚さ」⁶⁾を備えた国民によって戦後の日本を創っていきたい、という大江の願いであり、それが一つの解答ではないか、と私は思う。つまり、隣国が「飛翔体」を発射したから敵基地攻撃だと騒ぐ人間を一回り超越する、あるいはそのような人間とは対極の人間によってこの国を創れないか、という模索である。

3. 2. 2. 原爆を受け止めた青年とその恋人

授業で紹介したのは、学生たちと同年代である24歳の青年と20歳の恋人の話である。青年は4歳の夏に被爆し、後に白血病におかされている自分を見出し20歳を原爆病院のベッドでむかえる。原爆病院の医師たちの努力により、この病気に2年間の《夏休み》をまねきよせることができたという。この2年間、青年は印刷

会社に就職し、有能な働き手として仲間たちに愛されるとともに、一人の娘と愛しい婚約をする。しかし、2年たったあと、青年は苦しみの果てに死亡するのである。「一週間たって、死んだ青年の婚約者が原爆病院をおとずれた。彼女は、青年を看護した医師や看護婦たちにお礼をいいにきたのだといった。…20歳の娘は平静でおだやかなあいさつを残して去っていったが、翌朝、彼女は睡眠薬による自殺体として、発見された」（153頁）という事実である。

大江は、この事実について次のように述べる。「国家は、青年にたいしてなにほどもできなかった。すくなくとも青年の絶望の穴ぼこは、国家全体をそこに充填しても埋らぬ巨大さだった。しかし、ひとりの純粋に戦後世代の娘が、後追い自殺することでその暗い穴ぼこをみたしたのであった。この20歳の娘のみずからの意志による選択の壮絶さは、現にこの国家に生きているすべての人間にショックをあたえずにはおかないだろう」「彼女はひとつの価値を逆転したのだ。国家というものの厭らしい欺瞞を、その犠牲となった弱者の姿勢において、しかし、じつは、国家の欺瞞、生きのこっている人間の欺瞞のすべてに対して、致命的な反撃をくわえ、そして恋人ともども、沈黙したまま、彼女たち独自の威厳にかざられた死の国へ歩みさったのである」（154頁）と。

紹介後、学生たちに意見を求めた。彼女の死は何を意味するのか。彼女の自殺は、青年を受け止めることのできない国家や社会に対する、弱者による反撃であると解する大江の見解をどう思うか。非常に重い問題である。だが、発言した数人の学生は、「彼女の自殺は、恋人の死により生きる希望を失ったものだろう」「恋人の死に悲嘆し、狂乱的な精神状態になってのものではないか」という趣旨であった。また大江の見解に対しても、「著者の推測による誘導的な表現に違和感をもつ」「著者がモデルを利用して国家批判をしているにすぎない」といったネガティブな反応が主流であった。名もなき人間が戦争が終わった後も、原爆を背負

って自らの生き方を決する、あるいは国家の一員であるということは国家の最悪の選択に対しても責任を負わなければならないのかという、この問題の重さをどこまで共有できたか疑問であるし、素材として適切でなかったのかもしれない。少なくとも事前に、もっと原爆についての情報や『ヒロシマ・ノート』の解説が必要であったように思われる。私自身も、20歳の娘の自殺が、その効果はともかく意図につき、国家への「異議申し立て」だとは解釈していない。私は、国家が被爆者の生や苦しみに寄り添わないなかで、それでも寄り添った一人の娘がいたということから何を読み取るか、この困難な問いを提起することすらできなかつた。

だが、その後の学生たちの作文からは、『ヒロシマ・ノート』の内容には衝撃を受け、戦争は、終結した後も人々を苦しめると言うことを改めて実感させられた』『ヒロシマ・ノート』より、核は人体だけでなく人の心までも破壊すると思った』などの言及が見られた。やはりこれからもこの素材を活かしていきたい、と思う。

4. 非軍事平和主義の可能性

4. 1. 規範論と政策論の架橋

4. 1. 1. 日本国憲法の平和主義

日本国憲法は、前文で「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と、信頼の原則に立脚するとともに、先述の通り、全世界の国民の平和的生存権を確認している。加えて憲法9条が、戦争の放棄と戦力の不保持を規定する。私は、これらを統一的に把握し、「日本政府は、全世界の国民の平和的生存権の実現に向けての努力をはじめ、諸国民との信頼関係を形成することにより、日本国民の平和と安全を保持することが要請されている」「非軍事平和主義の利点を生かして、軍事によらない世界の平和

実現に向け、真摯に取り組む。そうすることで、諸国民との信頼関係を築き、非軍事のもとでの日本国民の平和と安全を確保する。この相乗的な関係こそが、日本国憲法の平和主義ではなからうか」との見解を学会誌に発表してきた⁷⁾。

もちろん、授業は自説をただ展開する場ではないゆえ、学生たちの反応に対応しつつ、適切な素材を提供することに努める。非軍事平和主義という日本国憲法の立場に対し、学生の一般的な反応は「理念は賛成だが現実的には不可能だ」というものである。作文を読むと、「他国から攻撃を受ける可能性がゼロでない以上、『日本国民を守るため』であれば、軍事力を持っておかしくないと思ふし、憲法の平和主義は理想を追求しすぎているのではないか」といった趣旨のものが散見される。特徴として、関心は「国際協力」「国際貢献」よりも「国土防衛」にあるようであり、「専守防衛」＋「災害対応」のための自衛隊は必要である、というあたりが多数である。また、自衛隊や日米安保が現に存在しているという現実から、憲法規範を見る傾向もあり、現実的な政策論を伴わない規範論は一蹴されそうである。そこで授業で示したのは、政策論を意識した社会学者・宮台真司の議論と政治学者・渡辺治の議論である。

4. 1. 2. 「重武装中立」論と「東アジア共同体」論

2009年9月の政権交代により、外交面では「対米追随」と評されてきた自民党から「対等な日米関係」「東アジア共同体」を掲げる鳩山・民主党中心政権へと移行した。自衛隊のインド洋派遣問題や沖縄・普天間問題といった重要な政策課題のみならず、これからの日本外交のあり方について、いわば「骨太」の議論が国民的になされるべき時期の到来といえよう。

「米国を敵に回す必要はもとよりないが『重武装×対米中立』を目指せ」を持論とする宮台真司は、「軽武装×対米依存」図式の専守防衛思想を次のように批判する。すなわち、この図式は「いざとなったら米国に守ってもらうんだから」という

発想を前提としているため、足元を見られ（たと思ひ込み）、法外な「思い遣り予算」を出し続けるなど「バカげた副作用」だらけであると。そこで、①米国の機嫌を損なわず、②アジア諸国の疑惑や懸念を除去し、③憲法改正や重武装を制御する民度を形成したうえで、日本も、航続距離の長い爆撃機や長距離ミサイルといった対地攻撃能力を中核とする反撃能力を持ち、「現に反撃できると相手に思わせることによって、相手の攻撃を思いとどまらせる」「相手に攻撃させない重武装化が必要だ」と説くのである⁸⁾。

他方、渡辺治は、「中国やロシアなど、まわりの諸国が軍拡を続け、北朝鮮が核実験をしている状況を放置して、日本だけが9条の掲げる『武力によらない平和』を達成することはできない」し、「国民も納得できない」との現状認識を示す。だがそのうえで、アジアの状況を理由に9条の実現を先延ばしにしてよいというのではなく、「むしろ、逆に憲法9条は、その実現のために、政府に対して東アジアの平和保障の構築を義務づけていると読むべきです」と主張するのである⁹⁾。

1950年代に、a.対米追随、b.非武装中立、c.対米自立の三つの外交路線があったことを学んできたが、現在、その焼き直しのような形で議論がなされていることの一部を示し、学生間での議論を促した。

4. 2. 学生の反応

4. 2. 1. 現実に対するイメージと平和論

宮台や渡辺の議論を紹介したうえで、学生たちに意見を問うと、「宮台氏の考えと同感だ」とする学生がわずかにいたが、宮台の議論に対しては「果てしない重武装が必要となり、とうてい無理な議論だ」「世界の軍縮の流れに逆行する」など、批判的なものが多数を占めた。対して、渡辺の議論について「その通りだと思う」など多くの賛意が示された。しかし、最後に残る問題は、「日本政府に東アジアの平和保障を構

築するだけの外交力があるだろうか」という日本政府に対する不信であった。

本授業で取り上げたからかもしれないが、学生たちは、オバマの登場により、大局的には軍縮・平和の方向に世界が向かうだろう、との印象を抱いているようである。そのようななかで日本がどのような役割を果たすか、という点について、「平和国家として軍縮のイニシアティブをとるべき」との声は出されるが、非軍事平和主義には「やや極端」というイメージが付きまとっているようである。

2007年、月刊誌『論座』に30代のフリーターが「日本が軍国化し、戦争が起き、たくさんの人が死ねば、日本は流動化する。多くの若者は、それを望んでいるように思う」¹⁰⁾という論文を発表して、話題となった。私は、「誇りや自尊心を持っていない困難な生活が、『展望のない』戦争をも希望させるという、屈折と飛躍をもともなう極端な意識」¹¹⁾と評したが、本学の2年生を対象とした本授業に限っていえば、このような意識は見られなかった。それは2年生という、まだ就職や将来に対して、リアリティをもって向き合わなくてよい時期ゆえにかもしれない。教室内の机上で行う平和論（理想）を、「貧困」が問題とされ就職難と向き合う学生たちの現実、世界では今も戦火で傷ついている人たちがいるという現実、これらとどう切り結ぶか、と課題をもって授業を試みたつもりだが、これは実に難しいことである。この授業は、一方で、たとえばアフガニスタンの人たちや米軍基地に苦しむ沖縄の人たちの状況への想像を呼びかけながら、他方でマスメディアから伝わってくるイメージ中心の報道や社会的に醸成される「空気」と距離をとるよう呼びかけるものだからである。成功にはほど遠い「熟議」の試みであるが、これからも模索するしかない。

4. 2. 2. 最後のグループ討論

本授業の最終日に「非軍事平和主義の可能性」というテーマで、グループ討論を行った。要領は、初回の授業とほぼ同様で、7グループに分かれて

30 分間討論を行い、その後 3 分間でプレゼンテーションをしてもらう、という形である。「できれば、グループで意見をまとめてもらいたいが、複数の意見を出してもらっても構わない」と、少し妥協して課題を設定した。この私の妥協と、時間が限られていたことが原因だと思われる。残念ながら、それぞれのグループともまとめるのに手一杯で、表層的な議論に終始していたように思われる。大きく分ければ、「理想だが、実現は困難」というものと、「実現は不可能かもしれないが、日本は努めるべきだ」というものである。授業のなかで、さまざまな素材を通じて、「そもそも平和とは何だろう」と問いかけてきたつもりだったし、それなりの反応もあったはずである。だが、グループ討論となると、どうしても「無難な意見」に落ち着くのかもしれない。

それでも、「丸腰で過去をふまえて平和を説くから誠意が生まれる」と、自らの倫理と向き合った意見や、「戦争が終わってからも、地雷・枯葉剤の被害に多くの人が巻き込まれている」「人々には平和で安全に暮らしていく権利がある。その権利を国同士の争いによって乱すことは決してあってはならない」と、平和をただ戦争のない状態と解するのではなく、日常生活や人権と一体としてとらえる意見が出されたのは、前進だと思われた。

本授業では、私の勉強不足もあって、国際法や国際機構についての話が十分でなかった。また、「人間の安全保障」論や「構造的暴力」論といった平和論についても、具体例を示すことができず、議論の紹介にとどまった。「技術者倫理」や「環境」を重視する本学においては、平和をより広くとらえることで、他の授業とかかわらせて学生たちの問題意識を揺さぶることもできるかもしれない。これらは今後の課題としたい。

5. おわりに

これまでの日本の平和教育は、戦争体験を聞く、原爆資料館に行くなどして、戦争の実態を学ぶことに力を注いできたように思われる。戦争で具体的に傷つく生命や肉体や心への想像を欠いた「ゲーム感覚」的な議論、「やられる前にやっつけておけ」式の勇ましい乱暴な議論を克服したところに議論の土俵を設定するためには、戦争の実情が想像できなければならず、やはり戦争の実態を学ぶことは欠かせない。しかし、たとえば沖縄県平和祈念資料館を見学した後、「戦争映画を見たような気分」という反応が現にあるように、過去の戦争の悲惨さに涙することが、戦争の現実に対する想像力に直接つながるとも言い切れない。実は今、若い人たちの間で、戦争に限らず自分以外のものへの関心が急速に弱くなっているのではないか、と思われる。

政治学者の宇野重規は、宗教や伝統から個人の解放を追求してきた近代化が「折り返し点」を過ぎた「後期近代」「再帰的近代」という、ウルリッヒ・ベッグやアンソニー・ギデンズの議論を紹介する。そしてジークムント・バウマンを引きながら、「自分らしく生きること」が唯一の価値基準となり、「もはや社会的な理想は力をもたず、もっぱら一人ひとりの〈私〉の選択こそが強調されるのが、今の時代」だと述べる¹²⁾。すなわち、現代とは「パーソナリティ」や「差異」、私的領域における自己実現が尊重される時代だ、というのである。もっとも宇野は、そのうえで「〈私〉の問題を〈私たち〉の問題へと媒介するデモクラシーの回路を取り戻す」ことを提唱する¹³⁾。

本学の学生と接していて、私も宇野の指摘に基本的に同意する。かつてなら、社会の変革を志し、そのために日本社会の構造を知りたい、と希望を抱いた人は多かったかもしれない。だが今では、「社会変革」という言葉自体が時おり空しく響く。「社会変革」よりも「自身の成長」というのが、〈私〉に最大の価値が置かれ、「自己責任」が迫られる時代には、当然の帰結なのかもしれない。もちろん私は、「〈私たち〉の問題へと媒介するデモクラシーの回路を」という宇野の主張にも同意するし、

それゆえに対話の必要性を強調するものである。だが、「自分を高めたい」「自分らしくありたい」と願う学生たちと平和について語るとき、絶対的な視点や語り口ではフィットしないであろう。彼・彼女たちとのやり取りのなかで、思考法や言葉を探していくしかないのではなからうか。少なくとも、ただ「深いですね」と言われて喜んでいるわけにはいかないようである。

注

- 1) 本学の副専門教育課程に注目しているものとして、友野伸一郎『対決！大学の教育力』（朝日新聞出版、2010年）75頁以下。
- 2) ICUのリベラルアーツ教育から示唆を得ながら、本学の副専門教育の可能性を論じたものとして、奥野恒久「副専門教育にどう命を吹き込むか」国立大学法人室蘭工業大学FD研究会編『FD研究』（2009年）23頁以下。
- 3) 奥野恒久「平和的生存権論の現段階—イラク派遣違憲訴訟、名古屋高裁判決を中心に」日本科学者会議編『日本の科学者』2009年11月号43頁。
- 4) 井上達夫『普通の再生』（岩波書店、2003年）x頁。
- 5) 加藤周一「言葉と戦車」『加藤周一セレクション5—現代日本の文化と社会』（平凡社ライブラリー、1999年）所収、231頁。
- 6) 大江健三郎『あいまいな日本の私』（岩波新書、1995年）2頁。
- 7) 奥野恒久「日本国憲法の平和主義は『一国平和主義』か」日本科学者会議編『日本の科学者』2005年4月号34頁。
- 8) 宮台真司『日本の難点』（幻冬舎新書、2009年）179頁以下。
- 9) 渡辺治『憲法9条と25条・その力と可能性』（かがわ出版、2009年）276頁以下。
- 10) 赤木智弘『丸山眞男』をひっぱたきたい—31歳フリーター。希望は戦争『論座』140号（2007年）58頁。
- 11) 奥野恒久「改憲・改革を受容する国民意識」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』（日本評論社、2008年）55頁。
- 12) 宇野重規『〈私〉時代のデモクラシー』（岩波新書、2010年）vi頁。
- 13) 前掲・宇野、117頁。

文献

- (1) 古関彰一『「平和国家」日本の再検討』（岩波書店、2002年）。
- (2) 中村政則『戦後史』（岩波新書、2005年）。
- (3) 西山太吉『沖縄密約—「情報犯罪」と日米同盟』（岩波新書、2007年）。
- (4) 豊下楯彦『集团的自衛権とは何か』（岩波新書、2007年）。
- (5) 渡辺治・後藤道夫編『「新しい戦争」の時代と日本』（大月書店、2003年）。
- (6) 渡辺治『安倍政権論—新自由主義から新保守主義へ』（旬報社、2007年）。
- (7) 自由法曹団編『憲法判例をつくる』（日本評論社、1998年）。
- (8) 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』（岩波新書、1965年）。
- (9) 田中伸尚『憲法九条の戦後史』（岩波新書、2005年）。
- (10) 平野武・片山智彦・奥野恒久『増補版・基礎コース憲法』（晃洋書房、2008年）。